

令和5年度原油価格・物価高騰 などに対するうきは市の取組



●し尿汲み取り等手数料補助金

●問合せ 市民生活課生活環境係 ☎ 75-4972

原油価格・物価高騰により負担が生じている世帯（※一般家庭のみ）に対し、し尿および浄化槽汚泥汲み取り手数料の一部を補助します。

●対象世帯 ※対象になると思われる世帯に対し申請書を送付いたします。

- (1) 申請日時点において、うきは市に住民登録を有していること。
- (2) 下水道に未接続であること。
- (3) うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条に規定する暴力団員でない者または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しない者

●申請期間

8月1日から12月28日まで
（※8月上旬に申請書を送付いたします。）

●補助額

1世帯当たり3,000円

●下水道使用料の減免

●問合せ 水環境課上下水道管理係 ☎ 75-4983

世帯・事業所の下水道（農業集落排水・市設置合併浄化槽を含む）の8月支払い分の使用料を減免します。減免の手続きは必要ありません。

※口座振替の引落しをしません。また、納付書払いの方には、納付書を送付しません。

●電力・ガス・食料品等価格高騰住民税非課税世帯等支援給付金

●問合せ 福祉事務所福祉係 ☎ 75-4961

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、**1世帯当たり3万円**を給付する臨時特別給付金です。

支給対象となる世帯（**いずれか**にあてはまる世帯） ※重複受給不可

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯をのぞく

令和5年1月～10月の収入が減少し
世帯全員が「住民税非課税相当」
となった世帯（家計急変世帯）

※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯をのぞく

令和5年6月1日（基準日）に
うきは市に住民登録がある方

- イ) 令和4年度に同支援給付金を受給された世帯には、決定通知書を郵送しています。※前回と同じ口座へ振込みます。
- ロ) 上記イ) 以外の世帯には、確認書を郵送しています。**確認書の支給要件を確認し、必要書類とともに同封の封筒でご返送**ください。

注意点

令和5年1月2日～6月1日に他市町村からうきは市に転居した方、令和5年度住民税申告を行っていない方がいる世帯などは、申請が必要です。

申請が必要です

申請期限までの申請時点で
うきは市に住民登録がある方

申請期限：令和5年11月30日
必要書類：申請書、収入見込額が確認できる書類等

申請書は福祉事務所福祉係窓口または浮羽市民課窓口に設置しています。

また、うきは市ホームページからダウンロードすることもできます。



うきは市 HP